

～税務調査で必ずと言っていいほど問題となる～

相続税における名義財産の判断基準

2026年9月7日(月) 13:00～15:00

拓殖大学商学部教授 税理士 安部和彦

目次：前半

- ① 相続税調査の現状
- ② 名義財産の意義
- ③ 名義財産の何が問題なのか？
- ④ 相続税調査のポイントである「名義預金」
- ⑤ 名義財産を理解する上で重要な「贈与」の法的要件

目次：後半

⑥ 名義財産をめぐるケーススタディ

- 1) 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決)
- 2) 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決)
- 3) 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決、上記2)と同じ)
- 4) 名義の書換えの実態から、名義人ではなく被相続人が定期預金を管理していたと認められた事例(東京地裁平成19年5月31日判決)

目次：後半

⑥ 名義財産をめぐるケーススタディ

5) 母親名義の預金から娘名義の預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決)

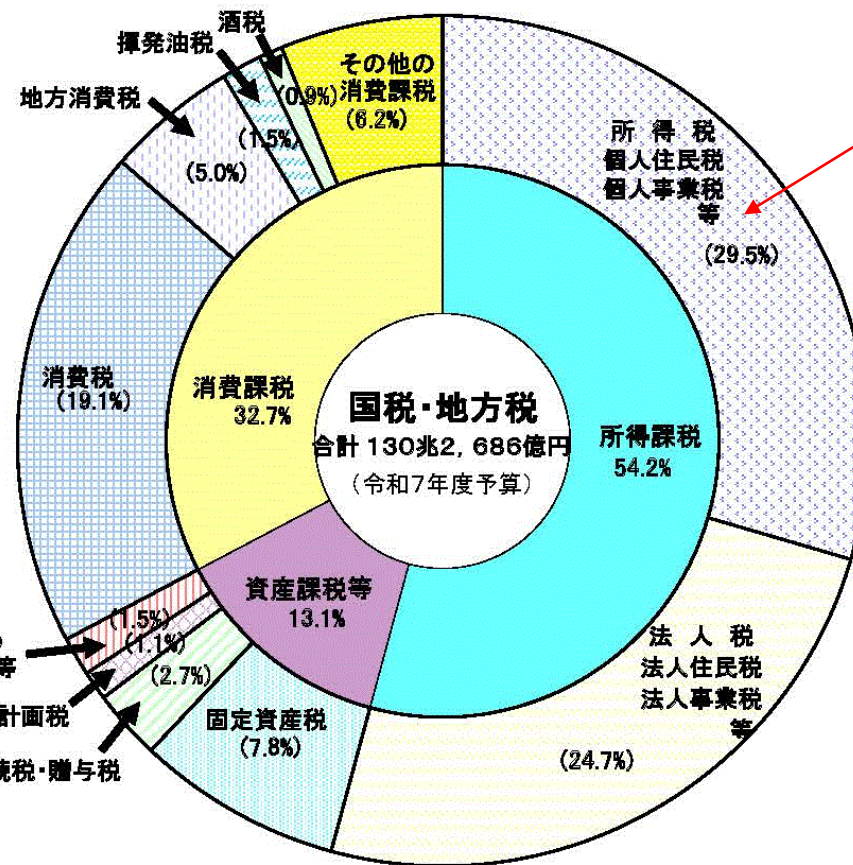
6) 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決)

7) 有価証券の名義が変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決)

8) 他人名義の土地の所有権につき係争中に死亡した被相続人の相続税の申告の際、当該土地を相続財産として申告すべきとされた事例(東京地裁平成7年3月28日判決)

国税・地方税の内訳

税負担の重
さのわりに
税収割合は
低い



わが国の基
幹税で最も
割合が高い

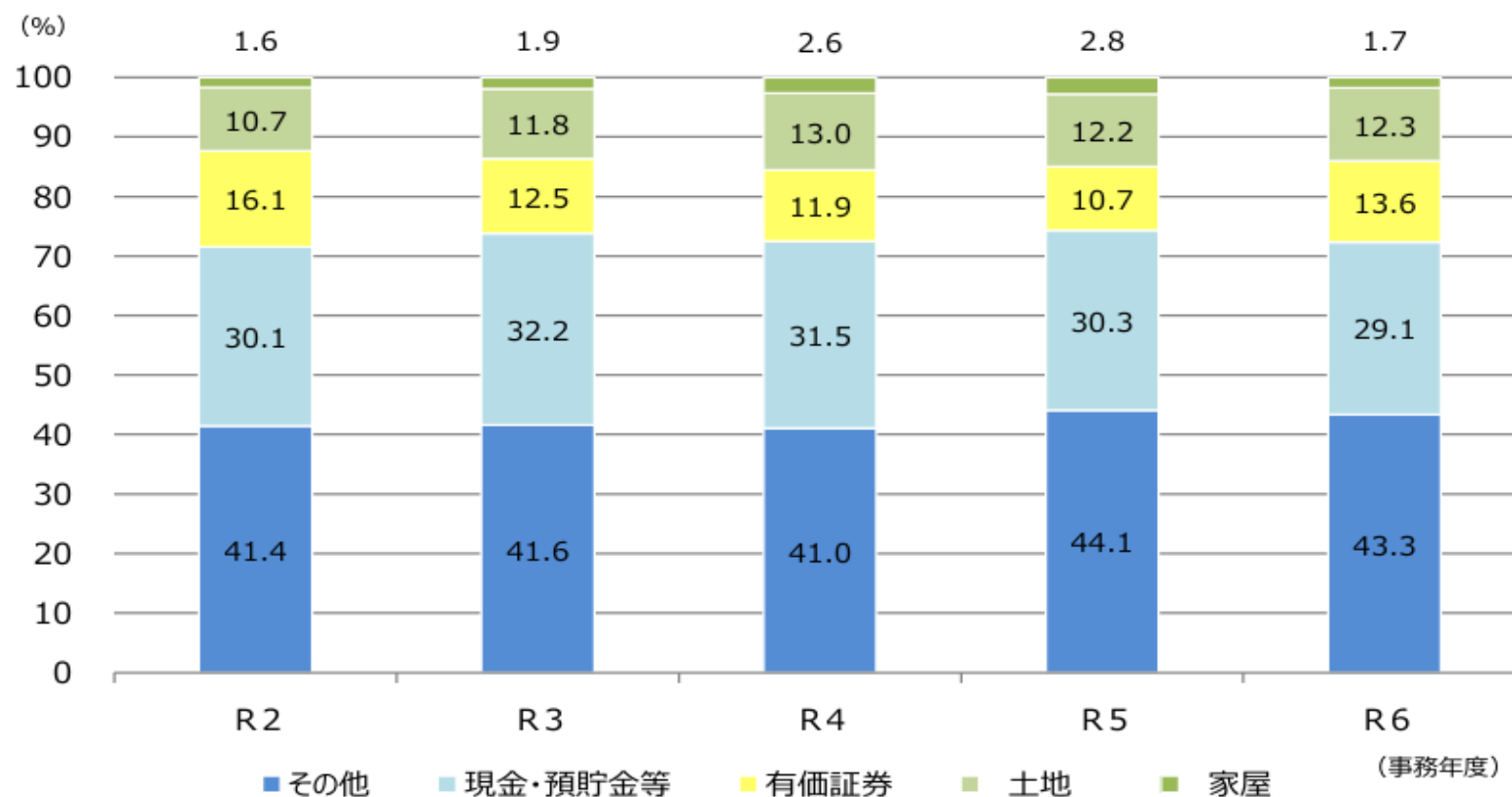
相続税調査の現状

●相続税の調査事績

事務年度等			令和 5 事務年度	令和 6 事務年度	対前事務年度比
項目					
①	実地調査件数		8,556 ^件	9,512 ^件	111.2 [%]
②	申告漏れ等の非違件数		7,200 ^件	7,826 ^件	108.7 [%]
③	非違割合 (②／①)		84.2 [%]	82.3 [%]	▲1.9 ^{ポイント}
④	重加算税賦課件数		971 ^件	1,065 ^件	109.7 [%]
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)		13.5 [%]	13.6 [%]	0.1 ^{ポイント}
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)		2,745 ^{億円}	2,942 ^{億円}	107.2 [%]
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象		375 ^{億円}	444 ^{億円}	118.4 [%]
⑧	追 徴 税 額	本税	639 ^{億円}	716 ^{億円}	112.0 [%]
⑨		加算税	96 ^{億円}	109 ^{億円}	113.2 [%]
⑩		合計	735 ^{億円}	824 ^{億円}	112.2 [%]
⑪	1 実 件 地 当 調 り 査	申告漏れ課税価格 (⑥／①) ^(注)	3,208 ^{万円}	3,093 ^{万円}	96.4 [%]
⑫		追徴税額 (⑩／①)	859 ^{万円}	867 ^{万円}	100.9 [%]

相続税調査の現状

●申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



贈与税調査の現状

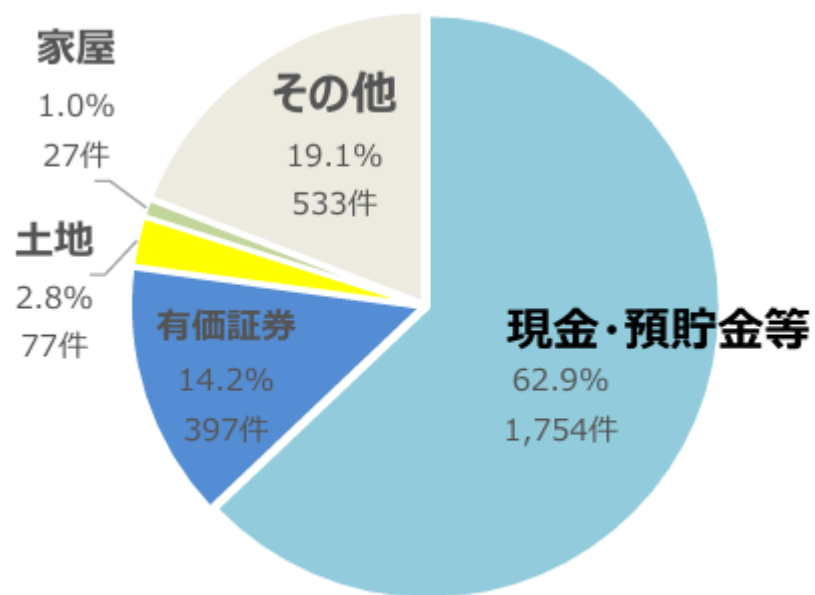
●贈与税の調査事績

事務年度等 項目		令和 5 事務年度	令和 6 事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 2,847	件 2,778	% 97.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 2,630	件 2,582	% 98.2
③	申告漏れ課税価格	億円 264	億円 275	% 104.4
④	追徴税額	億円 108	億円 123	% 114.0
⑤	1 実 件 地 当 調 た 査	万円 申告漏れ課税価格 (③/①) 926	万円 991	% 107.0
⑥		万円 追徴税額 (④/①) 380	万円 443	% 116.8

非違割合
は92.9%

贈与税調査の現状

● 調査事績に係る財産別非違件数(贈与税)



贈与税の調査は無申告事案が多い(申告漏れの80%強)

(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

贈与税の課税方式

●暦年課税と相続時精算課税との比較

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者・受贈者	親族のほか、第三者からの贈与を含む	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	贈与者、受贈者ごとに選択 一度選択したら相続時まで継続適用
課税時期	贈与のタイミング	同左
控除額	基礎控除(年110万円)	基礎控除(年110万円)＋特別控除2,500万円
税率	10%～55%	一律20%
相続時	相続前7年以内に受けた贈与を相続財産に加算	贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算

名義財産の意義

●名義財産とは？

⇒預貯金や株式、不動産といった財産に関し、名義人と真実の所有者とが異なる場合のその財産を言う

⇒わが国においては、「名義貸し」により、実際の取引主体とは異なる名義上の取引主体が経済取引を行うことが少なくなく、これが「名義財産」の問題を引き起こす

●名義財産がもたらす困難とは？

⇒財産の「真の所有者」が誰であるか、外部からは、財産の名義人が自分の名義とされていることすら知らないケースも珍しくないことから、容易には判断がつかないという点にある

名義財産と実質帰属者課税の原則

●相続税・贈与税における実質帰属者課税の原則

相続税・贈与税における実質帰属者課税の原則は、名義上の帰属者と実質上の帰属者とを区別し、実質上の帰属者に課税するものである。これは、税の公平性を確保するためのものである。

相続税・贈与税における実質帰属者課税の原則は、名義上の帰属者と実質上の帰属者とを区別し、実質上の帰属者に課税するものである。これは、税の公平性を確保するためのものである。

●実質帰属者の認定方法

実質帰属者の認定方法は、名義上の帰属者と実質上の帰属者とを区別し、実質上の帰属者に課税するものである。これは、税の公平性を確保するためのものである。

名義財産と実質帰属者課税の原則

●相続税・贈与税における「名義」の問題



名義財産の類型

● 名義預金

一、本報刊登之廣告，其內容如有違反法律或社會公德者，本報得拒絕刊登，並得不負任何法律上之責任。
二、本報刊登之廣告，其內容如有虛假或不實之處，經查證屬實者，本報得停止刊登，並得不負任何法律上之責任。
三、本報刊登之廣告，其內容如有侵害他人名譽或權利者，本報得停止刊登，並得不負任何法律上之責任。

[illegible][illegible]

名義財産の類型

- 名義保険

保険契約上の権利上の「名義」と實際の「保険金」の取得者
が異なる場合に「名義保険」といわれる。通常、名義上の
権利は「名義人」が行使する。名義人の地位

- 名義人

「名義」の保険契約上の権利上の「名義」と實際の「保険金」の取得者
が異なる場合に「名義保険」といわれる。通常、名義上の
権利は「名義人」が行使する。名義人の地位

- 名義の保険金

「名義」の保険契約上の権利上の「名義」と實際の「保険金」の取得者
が異なる場合に「名義保険」といわれる。通常、名義上の
権利は「名義人」が行使する。名義人の地位

名義財産の何が問題なのか

●相続税対策の困難性



「後出しじゃんけん」

名義財産の何が問題なのか

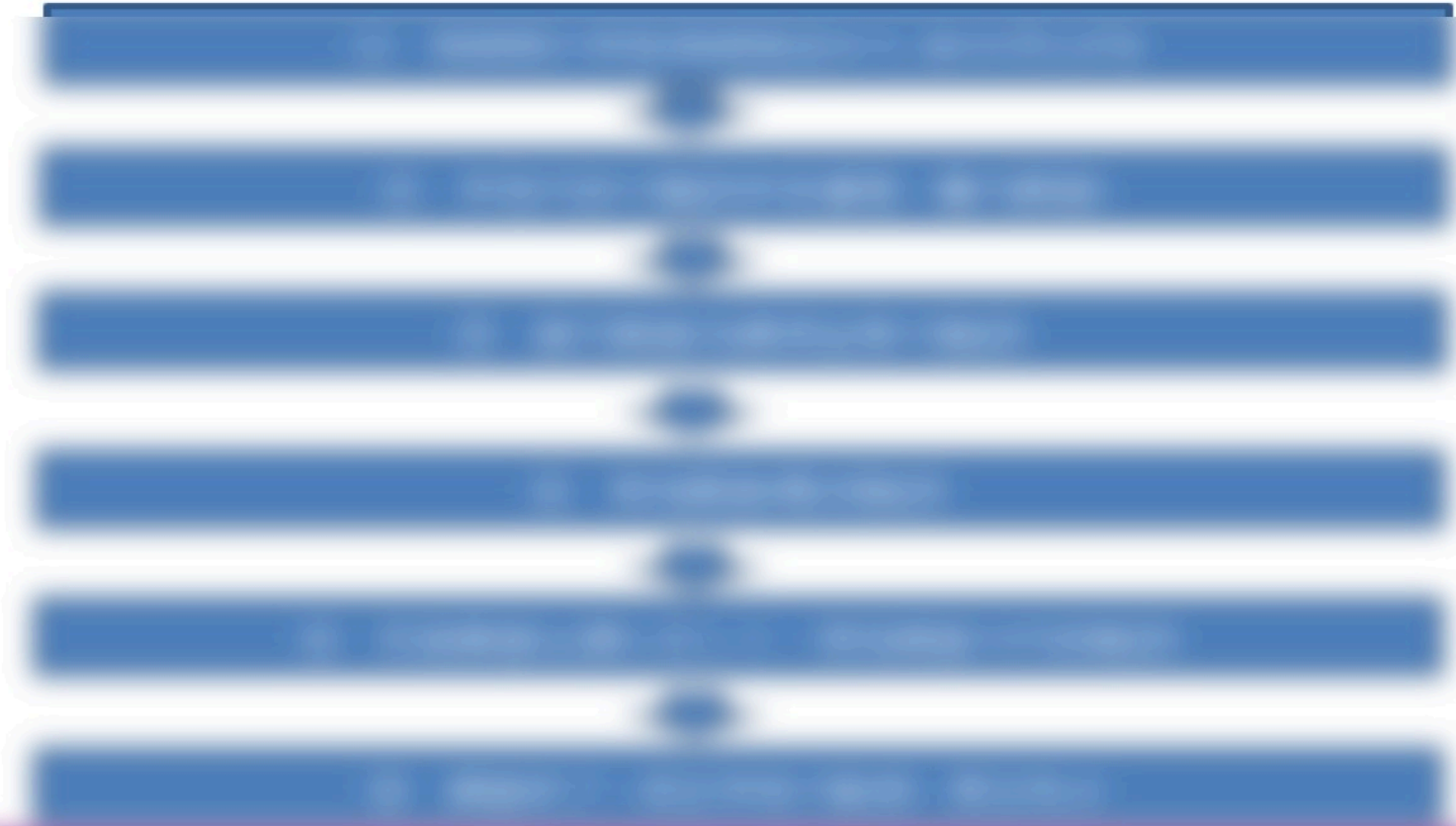
●税務調査において名義財産の何が問題なのか？

税務調査において、名義財産の何が問題なのか？
名義財産とは、名義上所有している財産のことである。
例えば、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。
また、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。
また、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。

税務調査において、名義財産の何が問題なのか？
名義財産とは、名義上所有している財産のことである。
例えば、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。
また、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。
また、名義上の所有者と実質的な所有者が異なる場合、
税務調査において、名義上の所有者に対して課税される可能性がある。

相続税調査のポイントである「名義預金」

●相続税の税務調査フロー(例)



相続税調査のポイントである「名義預金」

＜相続税の税務調査の特徴＞

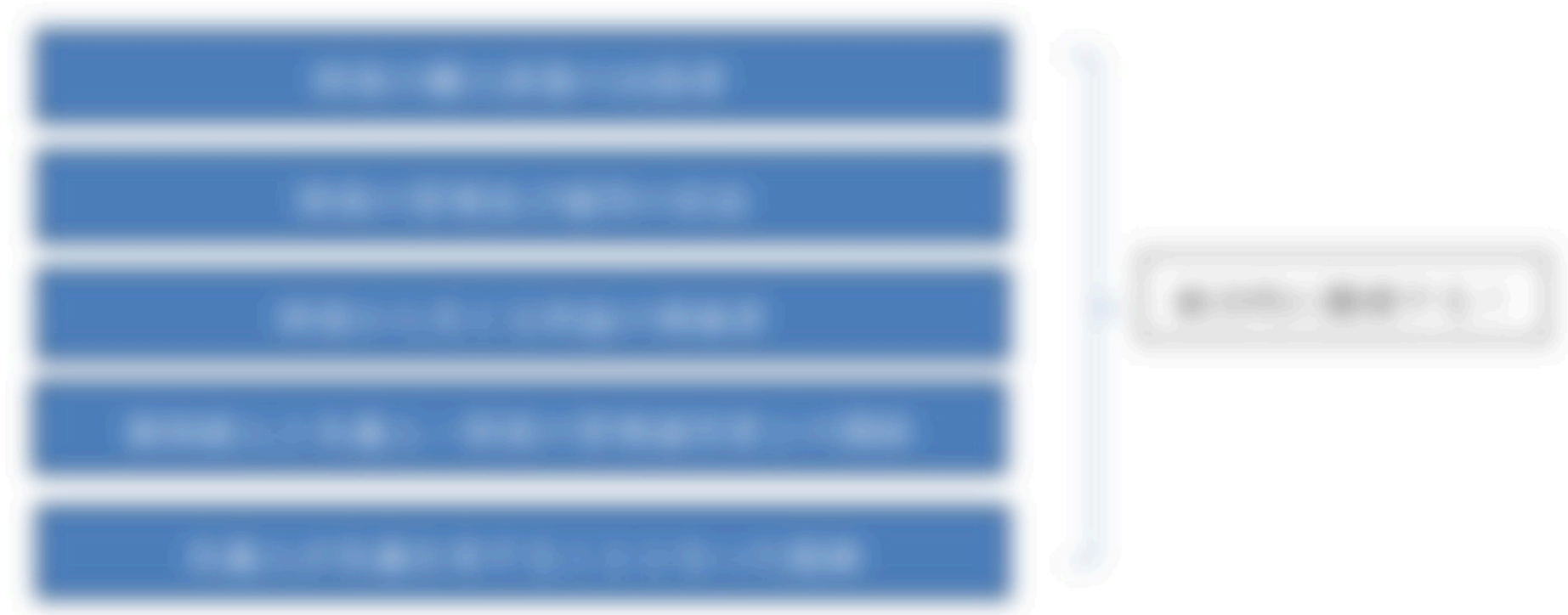
● 相続税の税務調査は、相続税の申告書に提出された資料と、税務調査官が調査した事実とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。

一般的には、税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。

一般的には、税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。税務調査官が調査した事実と、申告書の記載内容とを比較し、申告書の記載内容が正しいかどうかを確認することである。

名義財産帰属の判断基準

- 東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053
で提示された「判断基準」



「名義財産」と「贈与」

- [illegible]

契約としての贈与の意義

贈与は、贈与者が自己の財産を無償で受贈者に譲渡することにより、受贈者の財産が増えることとなる。受贈者は、**受贈**である。

贈与は、受贈者が自己の財産を増えることにより、受贈者の財産が増えることとなる。受贈者は、**受贈**である。

● 贈与の意義



契約としての贈与の意義

● 贈与とは、一方が他方に対し、**無償**に、**財産**を移転することをいふ（民法第545条第1項）。

（贈与契約の成立）

- 贈与は、**契約**として成立する（民法第545条第1項）。
- 贈与は、**契約**として成立するが、**無償**である（民法第545条第1項）。
- 贈与は、**契約**として成立するが、**無償**である（民法第545条第1項）。

書面によらない贈与

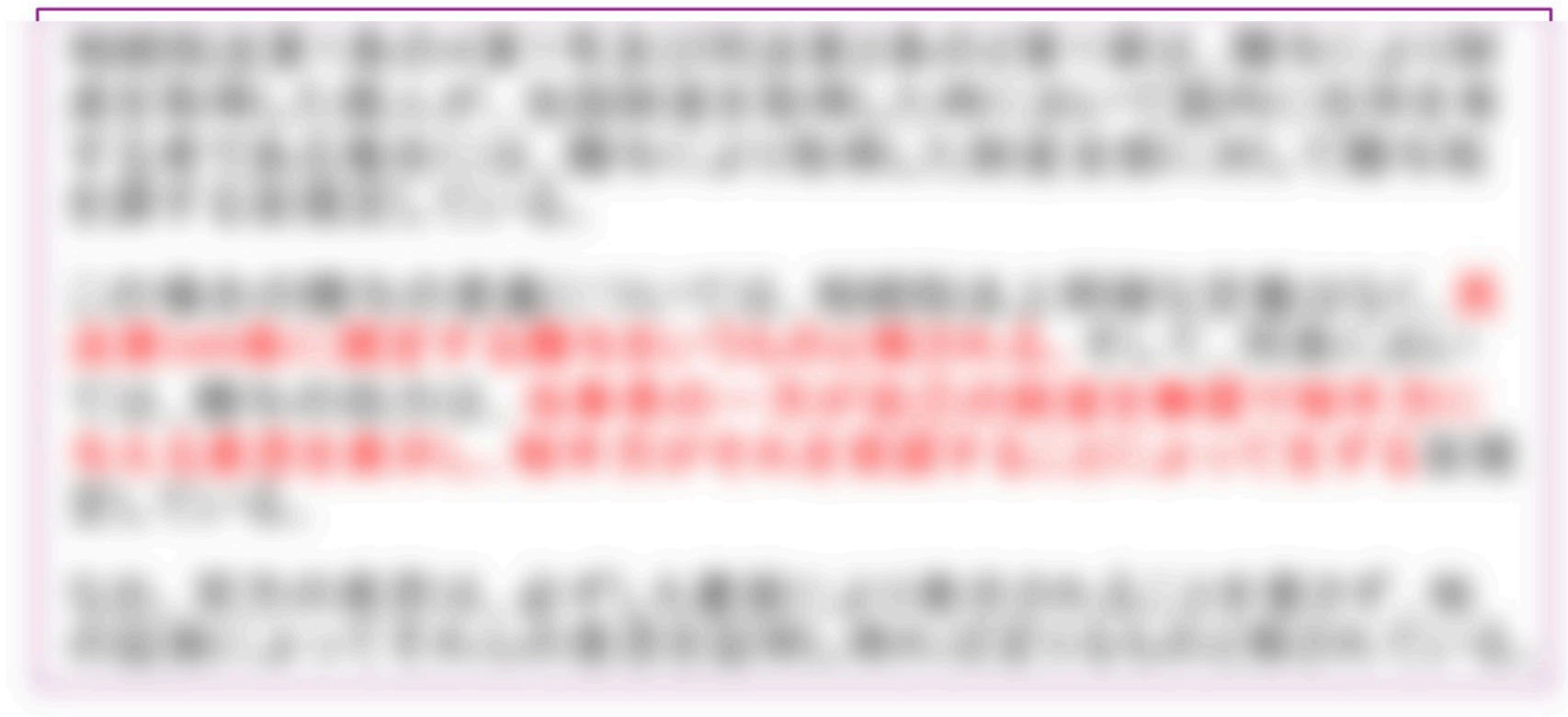
- 本邦の主要な産業の発展に寄与する。特に製造業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。また、サービス産業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。
- 本邦の主要な産業の発展に寄与する。特に製造業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。また、サービス産業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。
- 本邦の主要な産業の発展に寄与する。特に製造業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。また、サービス産業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。
- 本邦の主要な産業の発展に寄与する。特に製造業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。また、サービス産業の発展に寄与し、輸出産業の発展に寄与する。

公正証書の効力

- 公正証書は、公正証書官の署名と捺印がある限り、その記載の事項が真実であることを証明する効力がある。
 - 公正証書は、その記載の事項が真実であることを証明する効力がある。
 - 公正証書は、その記載の事項が真実であることを証明する効力がある。
 - 公正証書は、その記載の事項が真実であることを証明する効力がある。
- 公正証書の効力に関する規定は、民法第1046条に定められている。
- 公正証書の効力に関する規定は、民法第1046条に定められている。
- 公正証書の効力に関する規定は、民法第1046条に定められている。
- 公正証書の効力に関する規定は、民法第1046条に定められている。

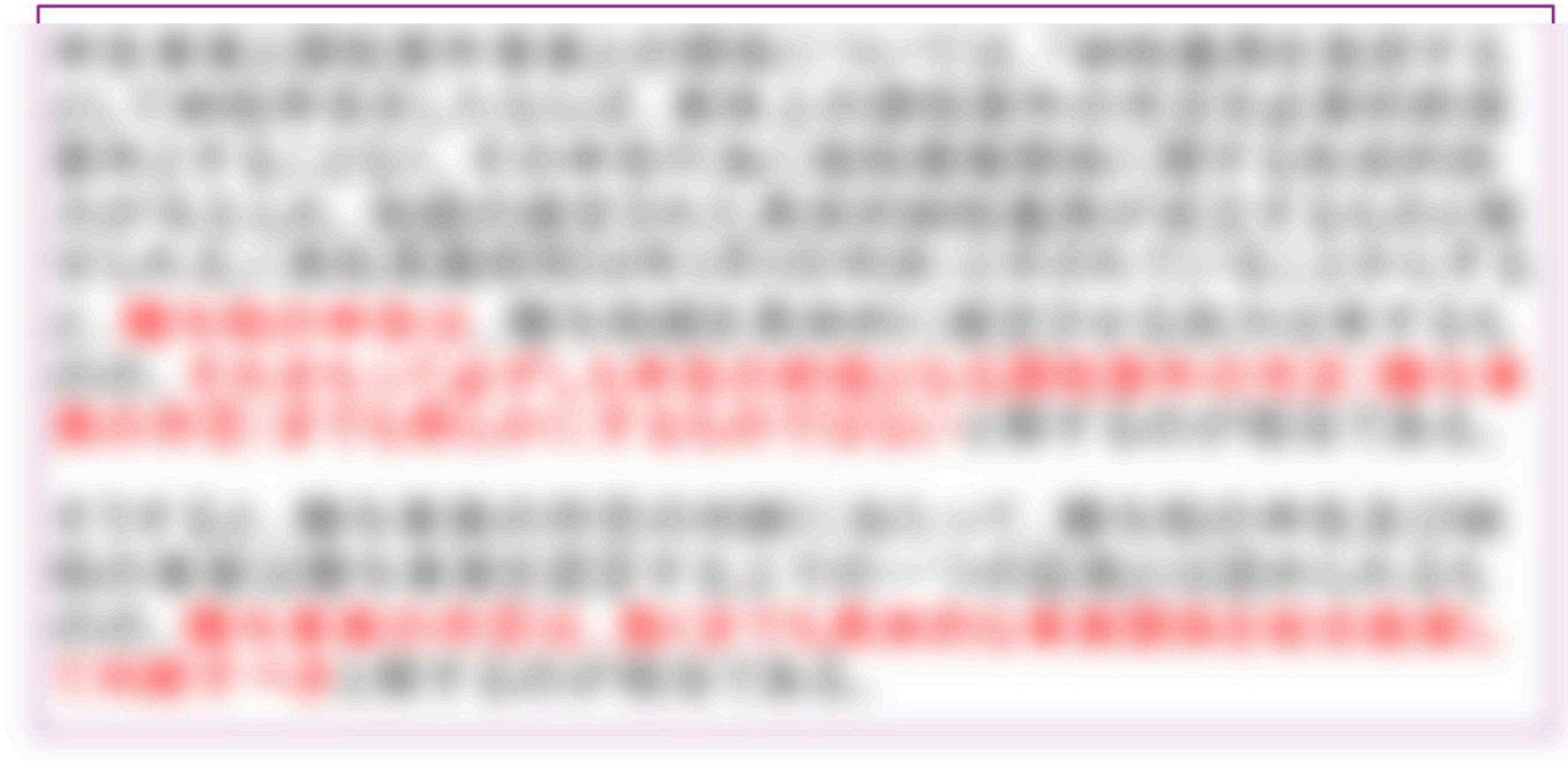
裁決事例にみる贈与の意義

- 国税不服審判所平成20年4月8日裁決・TAINS F0-3-352



贈与税の申告と贈与事実の存否

- 国税不服審判所平成19年6月26日裁決・TAINS F0-3-218



生活費の意義

- 生活費とは、個人または家庭が生活するために必要な費用のことである。
- 生活費には、食料、住居、交通、教育、医療、娯楽など、さまざまな項目が含まれる。
- 生活費は、個人の生活水準や生活スタイルによって異なる。
- 生活費は、個人の収入や資産によって決定される。

生活費の意義

- 生活費は夫婦共同生活の基金であって、その余剰金を原資とする預金は被相続人に帰属するとされた事例(国税不服審判所平成19年3月5日裁決・TAINS F0-3-309)



生活費の意義

- 生活費とは、個人または家庭が生活するために必要な費用のことである。生活費には、食料、住居、交通、教育、医療、娯楽など、さまざまな項目が含まれる。
- 生活費は、個人の生活水準や生活の質を決定する重要な要素である。生活費が高ければ、生活水準も高くなる。逆に、生活費が低ければ、生活水準も低くなる。
- 生活費は、個人の収入と支出のバランスを決定する重要な要素である。生活費が高ければ、収入も高くなる。逆に、生活費が低ければ、収入も低くなる。

事例研究の前に

- 相続税・贈与税の裁判例・裁決事例の中でも、「名義財産」を巡るものは非常に多い
 - 今回取り上げるものはそのうちの一部であり、他の事例についても学ぶことは多い
- ⇒ 拙著『相続税調査であわてない「名義」財産の税務(第3版)』(清文社・2021年)では網羅的に取り上げている
- 繰り返しになるが、この問題の本質は、「贈与」が適法になされたか否かである

事例1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

＜裁判所の判断＞

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)
- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

事例1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

＜裁判所の判断＞

原告は、被告と婚姻関係にあったが、被告が原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。被告は、原告の口座に預金した金額は、原告の口座に預け入れられた金額と一致しない。

事例1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

<裁判所の判断>

【要旨】 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

【事案】 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

【裁判所の判断】 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

【結論】 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

事例1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順序11053)

＜裁判所の判断＞

●妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順序11053)

●妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順序11053)

事例 1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

＜裁判所の判断＞

● 2019年12月，中国银保监会发布《关于规范商业银行互联网贷款业务的通知》，明确商业银行互联网贷款业务应当符合以下要求：(1) 商业银行应当建立健全互联网贷款业务管理制度，明确业务定位、发展策略、风险防控、消费者权益保护等。(2) 商业银行应当加强互联网贷款业务的风险防控，建立健全风险防控体系，加强贷前调查、贷中审查、贷后管理。(3) 商业银行应当加强互联网贷款业务的消费者权益保护，建立健全消费者权益保护体系，加强信息披露、投诉处理、纠纷调解等。

事例1

- 妻名義の預金が名義預金とされた事例(東京地裁平成20年10月17日判決・税資258号順号11053)

＜判決から読み取れる事項＞

- 預金口座の開設者が妻であるが、口座の開設に際しては、夫の同意を得て開設したと認められる。
- 預金口座の開設者が妻であるが、口座の開設に際しては、夫の同意を得て開設したと認められる。
- 預金口座の開設者が妻であるが、口座の開設に際しては、夫の同意を得て開設したと認められる。
- 預金口座の開設者が妻であるが、口座の開設に際しては、夫の同意を得て開設したと認められる。

事例2

- 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例（国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15）

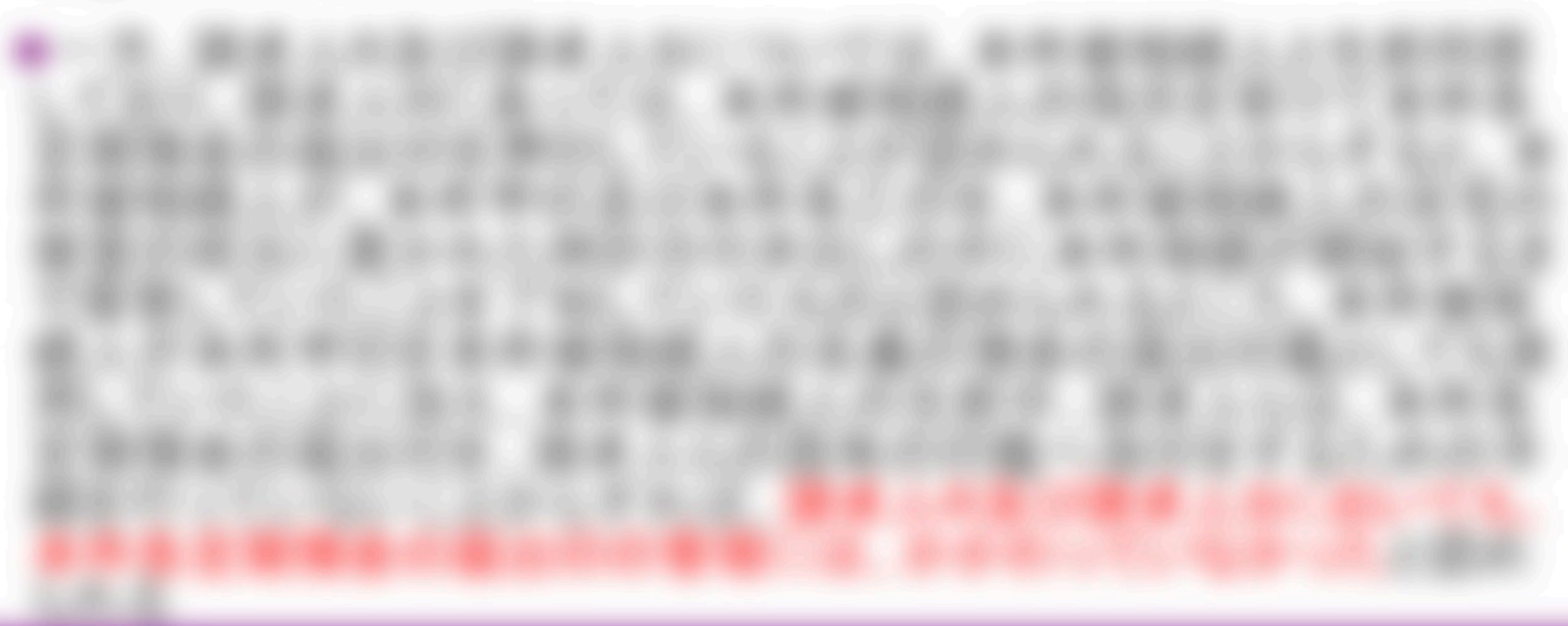
< 審判所の判断 >

- 被相続人が生前、名義預金を開設し、その届出印を被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例（国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15）

事例2

- 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例（国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15）

< 審判所の判断 >



事例2

- 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例（国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15）

＜審判所の判断＞

■ 被相続人が生前、名義預金を開設し、その届出印を被相続人の管理下にあり、被相続人が死亡した後に、被相続人の相続人である原告らが、被相続人の名義預金を相続財産として申告したところ、国税庁は、被相続人の名義預金を相続財産と認めず、原告らに課税処分を課した。

■ 原告らは、被相続人の名義預金を相続財産と認め、被相続人の名義預金を相続財産として申告したところ、国税庁は、被相続人の名義預金を相続財産と認めず、原告らに課税処分を課した。

■ 原告らは、被相続人の名義預金を相続財産と認め、被相続人の名義預金を相続財産として申告したところ、国税庁は、被相続人の名義預金を相続財産と認めず、原告らに課税処分を課した。

事例2

- 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15)

＜裁決事例から読み取れる事項＞

- **Stress** is a response to a stimulus that is perceived as a threat or challenge.
- **Stressors** are the external factors that trigger a stress response.
- **Stress** can be **acute** (short-term) or **chronic** (long-term).

事例2

- 名義預金の届出印が被相続人の管理下にあるとして、当該名義預金が相続財産とされた事例（国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15）

＜裁決事例から読み取れる事項＞

- 臺灣的「新」電影運動，與國際上第三世界電影運動的脈絡，有密切的關聯性。
- 二戰後臺灣的電影發展，與國際上第三世界電影運動的脈絡，有密切的關聯性。

事例3

- 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

＜審判所の判断＞



事例3

- 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

<審判所の判断>

- 贈与税の課税対象となる財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

事例3

- 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

＜審判所の判断＞

- 贈与税の課税対象となる財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

事例3

- 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

＜審判所の判断＞

○ 贈与税の課税対象となる財産の管理・運用の状況等、具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

○ 贈与税の課税対象となる財産の管理・運用の状況等、具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

事例3

- 贈与の履行の有無は、贈与されたとする財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)

＜裁決事例から読み取れる事項＞

- 贈与した財産の管理・運用の状況等が、贈与したとする財産の管理・運用の状況等と異なる場合、贈与したとする財産の管理・運用の状況等に基
- づいて総合的に判断すべきとされた事例(国税不服審判所平成23年8月26日裁決・TAINS J84-4-15、事例2と同じ)
- 贈与した財産の管理・運用の状況等が、贈与したとする財産の管理・運用の状況等と異なる場合、贈与したとする財産の管理・運用の状況等に基

事例4

- 名義の書換えの実態から、名義人ではなく被相続人が定期預金を管理していたと認められた事例（東京地裁平成19年5月31日判決・税資257号111頁順号10720）

＜裁判所の判断＞

● 被相続人が生前、名義人である子と共同で定期預金を開設し、子と被相続人が共同で管理していたと認められた事例。被相続人が子と共同で管理していた定期預金の利息が子に支払われたこと、子が被相続人の定期預金の利息を定期的に引き出し、子自身の口座に振り込んでいることが、被相続人が子と共同で管理していた定期預金を管理していたと認められた。また、子が被相続人の定期預金の利息を定期的に引き出し、子自身の口座に振り込んでいることが、被相続人が子と共同で管理していた定期預金を管理していたと認められた。

事例4

- 名義の書換えの実態から、名義人ではなく被相続人が定期預金を管理していたと認められた事例（東京地裁平成19年5月31日判決・税資257号111頁順号10720）

＜裁判所の判断＞

- [illegible]

事例4

- 名義の書換えの実態から、名義人ではなく被相続人が定期預金を管理していたと認められた事例（東京地裁平成19年5月31日判決・税資257号111頁順号10720）

＜裁判所の判断＞

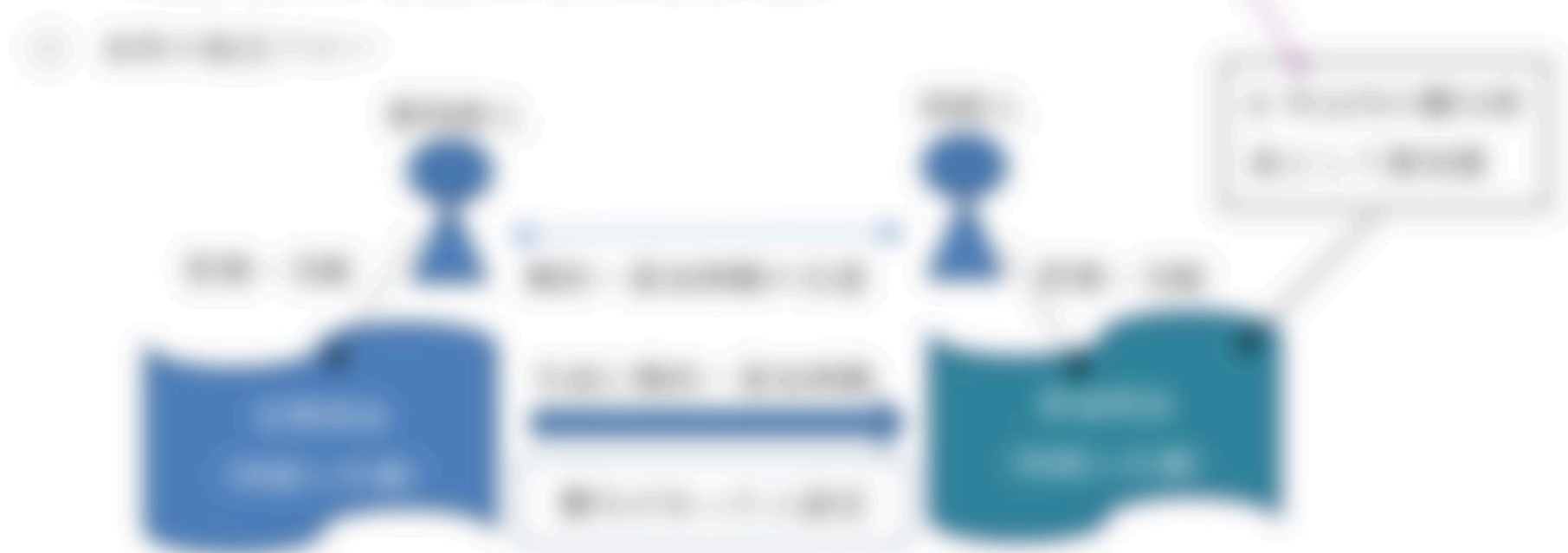
- [illegible]

事例4

- 東京地裁平成19年5月31日判決・税資257号111頁順号10720

＜裁判例から読み取れる事項＞

段階的7年に延長



事例5

- 母親名義預金から娘名義預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

<審判所の判断>

原告は、被告が、平成24年12月、原告の母の預金口座から、原告の口座へ、合計1,000万円の出金を行ったと主張し、被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張した。

被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張し、原告は、この出金は、被告の管理・保管によるものであると主張した。

被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張し、原告は、この出金は、被告の管理・保管によるものであると主張した。

被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張し、原告は、この出金は、被告の管理・保管によるものであると主張した。

被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張し、原告は、この出金は、被告の管理・保管によるものであると主張した。

被告は、この出金は、原告の母の死亡による相続財産の分割によるものであると主張し、原告は、この出金は、被告の管理・保管によるものであると主張した。

事例5

- 母親名義預金から娘名義預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

<審判所の判断>

■ 母が娘に現金を贈与したと主張するが、娘が母から現金を受け取ったという事実を証明できなかったため、贈与はなかったと判断された。

■ 母が娘に現金を贈与したと主張するが、娘が母から現金を受け取ったという事実を証明できなかったため、贈与はなかったと判断された。

事例5

- 母親名義預金から娘名義預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

＜審判所の判断＞

- 母娘間の金員管理・保管状況が明らかでなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)
- 母娘間の金員管理・保管状況が明らかでなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)
- 母娘間の金員管理・保管状況が明らかでなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

事例5

- 母親名義預金から娘名義預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

＜裁決事例から読み取れる事項＞

- 母娘間の金員管理・保管状況が明らかでなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)
- 母娘間の金員管理・保管状況が明らかでなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J90-4-11・全部取消し)

事例5

- 母親名義預金から娘名義預金への出金に係る金員の管理・保管状況は明らかではなく、贈与はなかったものとされた事例(国税不服審判所平成25年2月28日裁決・TAINS J 90-4-11・全部取消し)

＜裁決事例から読み取れる事項＞

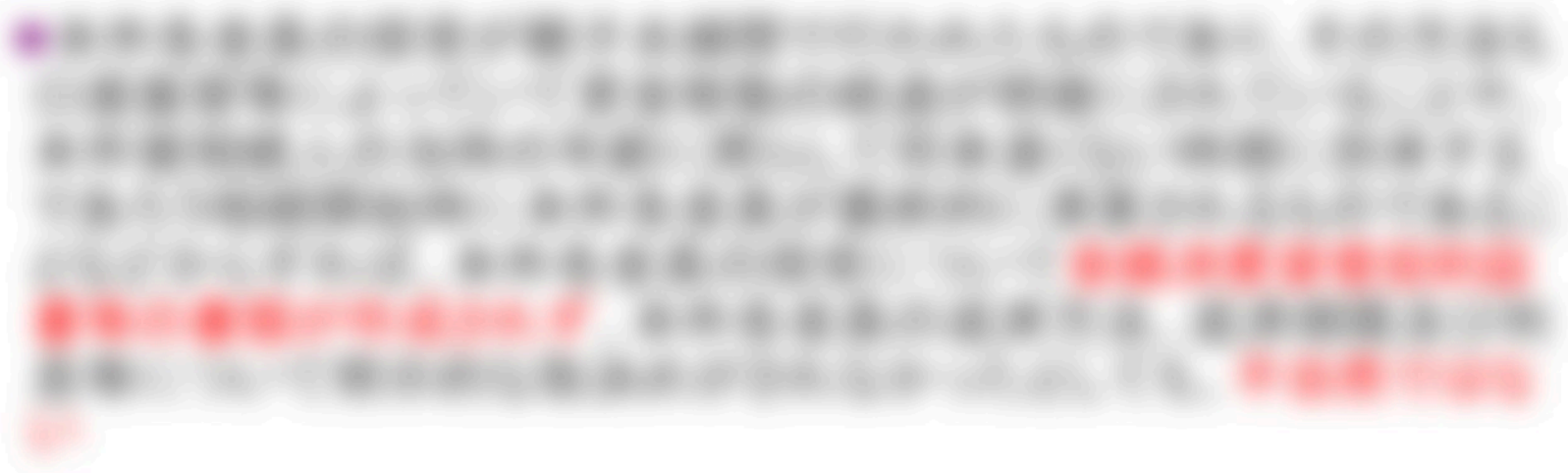
● 母娘間の金銭授受の事実関係が不明確で、贈与の意思表示がなされたことが認められなかった。

● 母娘間の金銭授受の事実関係が不明確で、贈与の意思表示がなされたことが認められなかった。
● 母娘間の金銭授受の事実関係が不明確で、贈与の意思表示がなされたことが認められなかった。

事例6

- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)

＜審判所の判断＞



事例6

- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)

＜審判所の判断＞

【事実】被相続人Aは、生前、相続人B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

事例6

- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)

＜裁決事例から読み取れる事項＞

- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)
- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)
- 相続人から被相続人への資金移動は、金銭消費貸借契約書等はないものの、相続人から被相続人への贈与ではなく借入金であるとされた事例(国税不服審判所平成25年3月4日裁決・TAINS J90-4-12・全部取消し)

事例7

- 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

＜裁判所の判断＞

- 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

事例7

- 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

＜裁判所の判断＞

（以下、判決本文の要旨を要約）
原告は、被告と共同で、平成15年12月、株式会社Aを設立し、被告は、Aの代表取締役社長に就任し、Aの業務執行を担った。平成16年12月、被告は、Aの代表取締役社長を辞任し、Aの業務執行を原告に譲渡した。原告は、Aの代表取締役社長に就任し、Aの業務執行を担った。平成17年12月、原告は、Aの代表取締役社長を辞任し、Aの業務執行を被告に譲渡した。被告は、Aの代表取締役社長に就任し、Aの業務執行を担った。平成18年9月22日判決。税資256号252頁順号10512。

事例7

- 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

＜裁判所の判断＞

● 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

● 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

事例7

- 名義変更されたことが贈与の事実があったことの根拠とはされないと判示された事例(東京地裁平成18年9月22日判決・税資256号252頁順号10512)

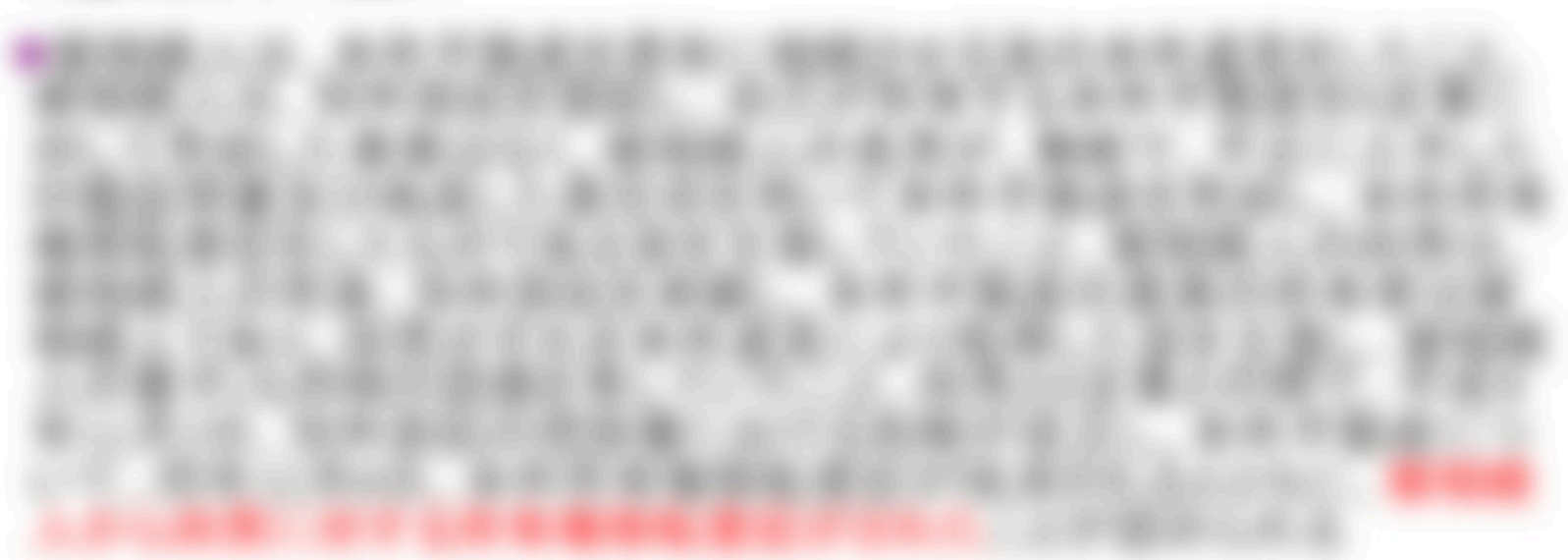
＜判決から読み取れる事項＞

- 1999年、原告が被告と共同で、被告の所有する土地の一部を、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた。被告は、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた後、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた後、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた。
- 2001年、原告と被告は、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた後、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた。
- 2002年、原告と被告は、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた後、原告と被告の共同所有とする旨の登記を完了させた。

事例8

- 他人名義の土地の所有権につき係争中に死亡した被相続人の相続税の申告の際、当該土地を相続財産として申告すべきとされた事例(東京地裁平成7年3月28日判決・税資208号1015頁・TAINS Z208-7487)

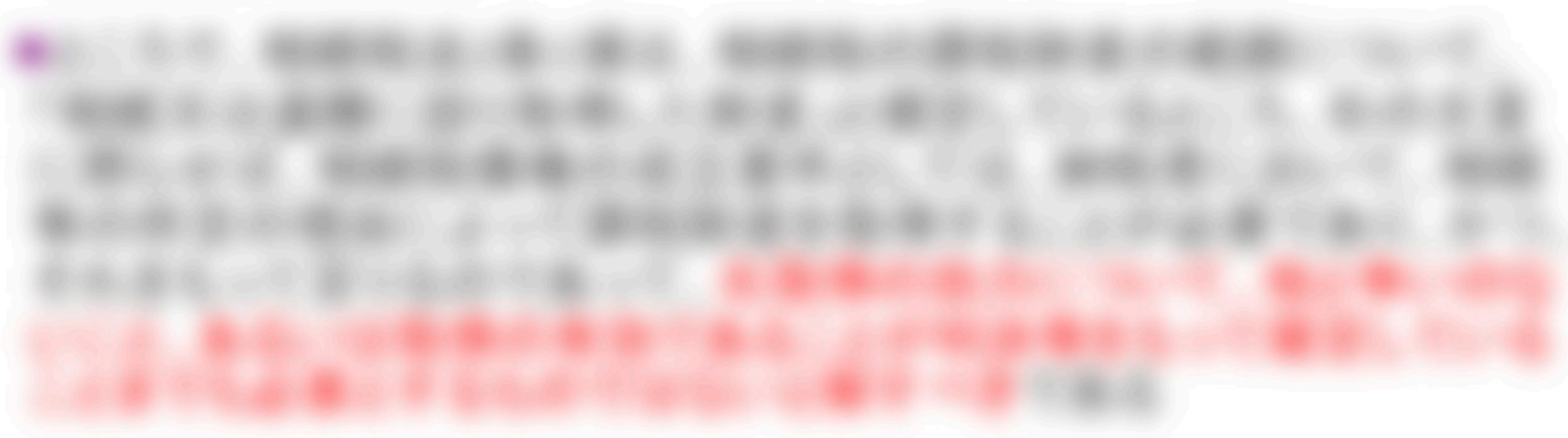
＜裁判所の判断＞



事例8

- 他人名義の土地の所有権につき係争中に死亡した被相続人の相続税の申告の際、当該土地を相続財産として申告すべきとされた事例(東京地裁平成7年3月28日判決・税資208号1015頁・TAINS Z208-7487)

＜裁判所の判断＞



事例8

- 他人名義の土地の所有権につき係争中に死亡した被相続人の相続税の申告の際、当該土地を相続財産として申告すべきとされた事例(東京地裁平成7年3月28日判決・税資208号1015頁・TAINS Z208-7487)

＜裁判所の判断＞

[illegible]

事例8

- 他人名義の土地の所有権につき係争中に死亡した被相続人の相続税の申告の際、当該土地を相続財産として申告すべきとされた事例(東京地裁平成7年3月28日判決・税資208号1015頁・TAINS Z208-7487)

＜判決から読み取れる事項＞

- 被相続人が死亡した時点で、土地の所有権は被相続人の名義にあり、被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。
- 被相続人が死亡した時点で、土地の所有権は被相続人の名義にあり、被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。被相続人の死亡により、土地の所有権は被相続人の相続人に承継した。